

平成18年 2月14日

第28次地方制度調査会

会 長

諸 井 虔 殿

全国知事会

会 長 麻 生 渡

「第28次地方制度調査会における「道州制のあり方」の審議内容
に対する意見」の再提出について

貴調査会における「道州制のあり方」の審議に関しては、昨年
11月21日に本会の意見を提出したところです。

現在、貴調査会では、2月末の答申に向けて審議中と承知いたし
ておりますが、本会として、貴調査会の第36回専門小委員会で提
示された「総括論点整理」をもとに再度意見を提出させていただきます
ので、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

第28次地方制度調査会における「道州制のあり方」の審議内容に対する意見

昨年11月、真の分権型社会の構築に向けた国民的議論が更に幅広く展開されることを期待して、地方制度調査会が「道州制のあり方」に関する審議を進めるに当たって、留意されるべき点を提言したところである。

今般、この提言が、第36回専門小委員会で提示された「総括論点整理」に、どのように反映されているかを検証したところ、概ね提言に沿った考え方が示されているものの、更なる議論の積み重ねが必要と考えられる項目も散見される。

このため、答申を取りまとめるに当たっては、下記の事項に十分配慮するよう再度求めるものである。

記

- 1 道州制について広く国民的な議論を進めていくため、地方分権の推進や地方自治の拡大強化といった幅広い観点から、道州制の導入が国民にもたらすメリットや課題を明確に示すこと。
- 2 道州制は、「総括論点整理」に記載されているように「国と地方双方の政府のあり方を再構築しようとするもの」であるので、中央省庁や地方支分部局の解体再編も含めて役割分担を見直し、中央政府と地方公共団体の一体的な制度設計を検討すること。
- 3 「総括論点整理」では、「国が道州の担う事務に関する法律を定める場合には、具体的な事項はできる限り道州の自治立法に委ねることとすべき」と記載されているが、地方の自治立法の範囲を拡大するとともに、地方に対する国の過剰な関与を排除するための具体的な措置を検討すること。

4 「総括論点整理」では、税財政制度については示されていないが、道州が担う役割を果たすために必要な自主性・自立性の高い税財政制度を検討するとともに、道州間・市町村間の適切な財政調整制度の設計についても検討すること。

5 「総括論点整理」では、「住民に身近な行政は、基礎自治体たる市町村が総合的に担うことを基本とする」と記載されているが、そのために必要な市町村の役割や権限の強化を図る具体的な方策についても検討すること。

また、小規模市町村に対する補完機能のあり方についても併せて検討すること。

6 「総括論点整理」において「今後の議論に資するため」として示されている3パターンの道州の「区域例」が「道州のあるべき姿」の提示ととられることのないようにすること。

なお、道州の区域については、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案した慎重な検討が必要であり、国において一方的に区域を絞り込むことのないようにすること。

平成18年2月14日

全国知事会